

「放射線実験施設管理補助業務」仕様書

受注者は、放射線実験施設管理補助業務（以下「業務」という。）が、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の行っている学術活動及び研究活動に及ぼす影響が大なることを十分に認識し、より誠実かつ確実に業務を実施すること。

1. 業務実施場所

本学生命科学研究基盤センター放射線実験施設（以下「放射線施設」という。）を中心とする本学構内にて行うものとし、別紙図面 1 から 8 で示す範囲とする。

2. 請負の期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 1 2 年 6 月 3 0 日まで。

3. 資格

- ①受注者は、作業環境測定法第 2 条第 7 号に規定する作業環境測定機関であること。
- ②受注者は、作業環境測定法第 2 条第 5 号に規定する第一種作業環境測定士（放射性物質）の資格を有する者を 2 名以上有すること。
- ③放射性同位元素等の規制に関する法律第 1 2 条の 8 第 1 項で定める特定許可使用者における管理補助業務の契約実績を有すること。

4. 業務従事者

- ①非密封放射線施設管理業務の補助ができ得る技術及び第二種放射線取扱主任者資格者と同程度の知識を持つ者が業務を行うものとし、実施責任者を明確にすること。
- ②本学から貸与する本学指定のルミネスバッジを管理区域内で装着し、業務ができる者であること。
- ③業務従事者については、特別業務に従事する清掃者を除き、本学放射線障害予防規程第 1 7 条に基づき本学放射線業務従事者として登録する。

5. 業務内容

（1）通常業務（毎月 2 回）

1. 施設内の清掃及び汚染確認

1-1. 管理区域内（別紙図面 5 及び 6 で示す範囲）について、本学が用意したモップ、掃除機等を使用し、塵埃を除去し、使用した道具について放射性同位元素等による汚染の有無

を確認し、汚染が確認された場合は、サーベイメーター等により室全体の汚染検査を行い汚染箇所を特定し、一般的な除染方法により除染を行うこと。バックグラウンドレベルまで低減しない場合は、汚染箇所を養生する等、汚染拡大防止措置を講じること。

1-2. 薬品等による床面の汚れが確認された場合は、水拭き等により除去し、常に清潔な状態を保つこと。

2. 消耗品及び備品の管理

2-1. 管理区域内の防護用消耗品置場や手洗い場のゴム手袋、ポリ袋、ペーパータオル等の消耗品を補充すること。

2-2. スリッパ及び実験衣の数量確認及び整理整頓を行うこと。

2-3. 使用された実験衣の放射性同位元素等による汚染検査を行い、汚染がある場合は除染をし、管理区域内で洗濯及び乾燥を行った後、所定の場所に収納すること。

2-4. スリッパの放射性同位元素等による汚染検査を行い、汚染がある場合は除染を行うこと。

3. 放射性廃棄物及び廃液の管理

3-1. 放射性廃棄物について、公益社団法人日本アイソトープ協会が定める基準に従い分別し、放射性廃棄物収納容器（以下「収納容器」という。）へ収納すること。

3-2. 使用者により廃棄された放射性廃棄物について、分別状況を点検した上で収納容器へ収納すること。

3-3. 放射性廃液ボトルが満杯となった場合は、pH の測定及び調整、内容確認を行い、容器外側の液だれを拭き取った上で収納容器へ収納すること。

3-4. 管理区域内において実験系非放射性廃棄物を収集し、放射性同位元素等による汚染検査を行い、汚染が確認されない場合は所定の場所へ搬出し、汚染が確認された場合は放射性廃棄物として取り扱うこと。

4. 施設設備及び機器の点検

4-1. サーベイメーター類の動作点検、比較校正及びバッテリー交換等を行うこと。

4-2. 冷凍庫（-20℃及び-80℃）の設定温度の点検及び霜取りを行うこと。

4-3. 流し台等の排水設備について漏れ等の異常の有無を確認し、異常が確認された場合は本学管理担当者へ連絡すること。

4-4. 排気設備の排気フィルターの詰まりの有無を確認し、空調機械室の清掃及び整理整頓を行うこと。

4-5. 管理区域内の天井フィルターについて目視点検及び清掃を行うこと。

4-6. 排水設備置場の非常用備品が揃っていること及び管理区域内廊下の非常用懐中電灯の電池状態を確認すること。

5. 巡視及び報告

5-1. 放射線施設の目視による巡視点検を行い、異常を確認した場合は速やかに本学管理担当者へ連絡すること。

5-2. 本学が指定する「月例点検報告書」により月例点検を実施し、その結果を本学へ報告すること。

(2) 測定業務（毎月1回）

<空気中の放射性物質濃度測定>

①労働安全衛生法第65条、電離放射線障害防止規則第53条及び第55条の作業環境測定に定められている基準を満たす方法により実施し、結果報告書（様式任意）を提出すること。

②測定実施場所は、別紙図面1に記載の9箇所とする。

③測定に必要な機材及び消耗品は受注者が準備したものを使用すること。但し測定の結果生じた放射性廃棄物については、放射線施設の放射性廃棄物として取り扱うこと。

④空気中の放射性物質濃度の測定に関しては、作業環境測定法第2条第5号により第一種作業環境測定士（放射性物質）が行うこと。

<放射線量及び放射性同位元素等による汚染状況の測定>

①放射性同位元素等の規制に関する法律第20条に定められている基準を満たす方法により実施し、結果報告書（様式任意）を提出すること。

②放射線量測定実施場所は別紙図面2～6に記載の41箇所とし、バックグラウンドは別紙図面2の×印のところで取得する。放射性同位元素等による汚染状況測定実施場所は別紙図面7～8に記載の80箇所とし、サンプルを採取していないスメア濾紙をバックグラウンドとする。

③測定に必要な機材及び消耗品は、受注者が準備したものを使用すること。但し測定の結果生じた放射性廃棄物については、放射線施設の放射性廃棄物として取り扱うこと。

(3) 特別業務（毎年1回）

①放射線施設内（R101（管理室）及びR103（サーバー室）を含む。）のビニール床タイル部分のワックス被膜の剥離を行い、電気ポリッシャー等で清掃し、樹脂ワックスを2回塗布すること。ワックス塗布の前には、ゴミの巻き込みのないように除去すること。本学管理担当者による確認の前に、塗り残しがないか受注者で再確認をすること。

②空調機械室の室内清掃を行うこと。

③排水設備置場内のコンクリート床及び貯留槽2基、希釈槽1基、導入槽1基の外壁清掃を行うこと。

(4) 臨時業務

- ①共用場所の机の濾紙交換及び蛍光灯（廊下、実験室、実験台）の交換を行い、作業環境を整えること。
- ②依頼した機器や物品の汚染検査を行うこと。
- ③新規の放射線業務従事者実習のための消耗品確認と準備、片付けの補助を行うこと。
- ④日本アイソトープ協会への廃棄物引渡し時に、満缶重量の測定、借用ドラム缶数の確認をし、本学管理担当者に報告後、日本アイソトープ協会の基準に適合していることを確認した上で搬出準備を行うこと。
- ⑤その他、臨時で本学が依頼した業務を行うこと。
- ⑥臨時業務の実施日については、本学管理担当者と相談のうえ、通常業務日に合わせて行うこと。

6. 受注者の報告

受注者は、特別業務に従事する清掃者を含めた本学管理区域へ立ち入る全ての業務従事者に対して電離放射線障害防止規則第56条に定められた健康診断を行い、その結果の記録（就業可であり、かつ業務開始時において実施時期が有効であるもの）を本学管理担当者に提出すること。また、業務従事者の受けた放射線の量の測定を行い、その結果を1ヶ月毎に本学管理担当者に提出すること。

7. 業務従事者の教育及び訓練

受注者は、放射性同位元素等の規制に関する法律第22条で定められた教育及び訓練を、特別業務に従事する清掃者を含めた管理区域へ立ち入る全ての業務従事者に対して実施し、その実施記録（就業可であり、かつ業務開始時において実施時期が有効であるもの）を本学管理担当者に提出すること。また、教育及び訓練後に試験等で知識習得の確認を行い、その旨の内容を記載した書類（様式任意）を提出すること。

なお、本学放射線障害予防規程第41条第2項（2）号ハで定められた項目については、本学担当者と受注者で協議して定めた日時に、代行者も含めた業務従事者が受講すること。

8. 業務履行能力確認の書類提出

（1）受注者は、作業環境測定機関登録証（作業環境測定法施行規則別表第二号の作業場を含む）の写しと、受注者の所属であって5.業務内容（2）測定業務＜空気中の放射性物質濃度測定＞の業務従事予定者及び代替予定者の第一種作業環境測定士登録証（作業環境測定法施行規則別表第二号の作業場を含む）の写しを本学管理部会計課契約第一係に提出

すること。

(2) 受注者は全ての業務従事者について、その担当業務の実施開始日までに、6. 受注者の報告及び7. 業務従事者の教育及び訓練に関する書類を本学管理担当者に提出すること。

9. その他

(1) 業務従事者は、管理区域内の整理整頓を心掛けること。

(2) 業務従事者は、受注者の所属であることが分かるように名札等を着用すること。

(3) 本仕様書に定める業務が完了した時は、本学管理担当者の検査を受け報告書を提出すること。

(4) 放射性同位元素等による汚染の拡大防止、被ばくの防止措置として、業務上必要となる機材、消耗品及び光熱費等は本学が負担する。

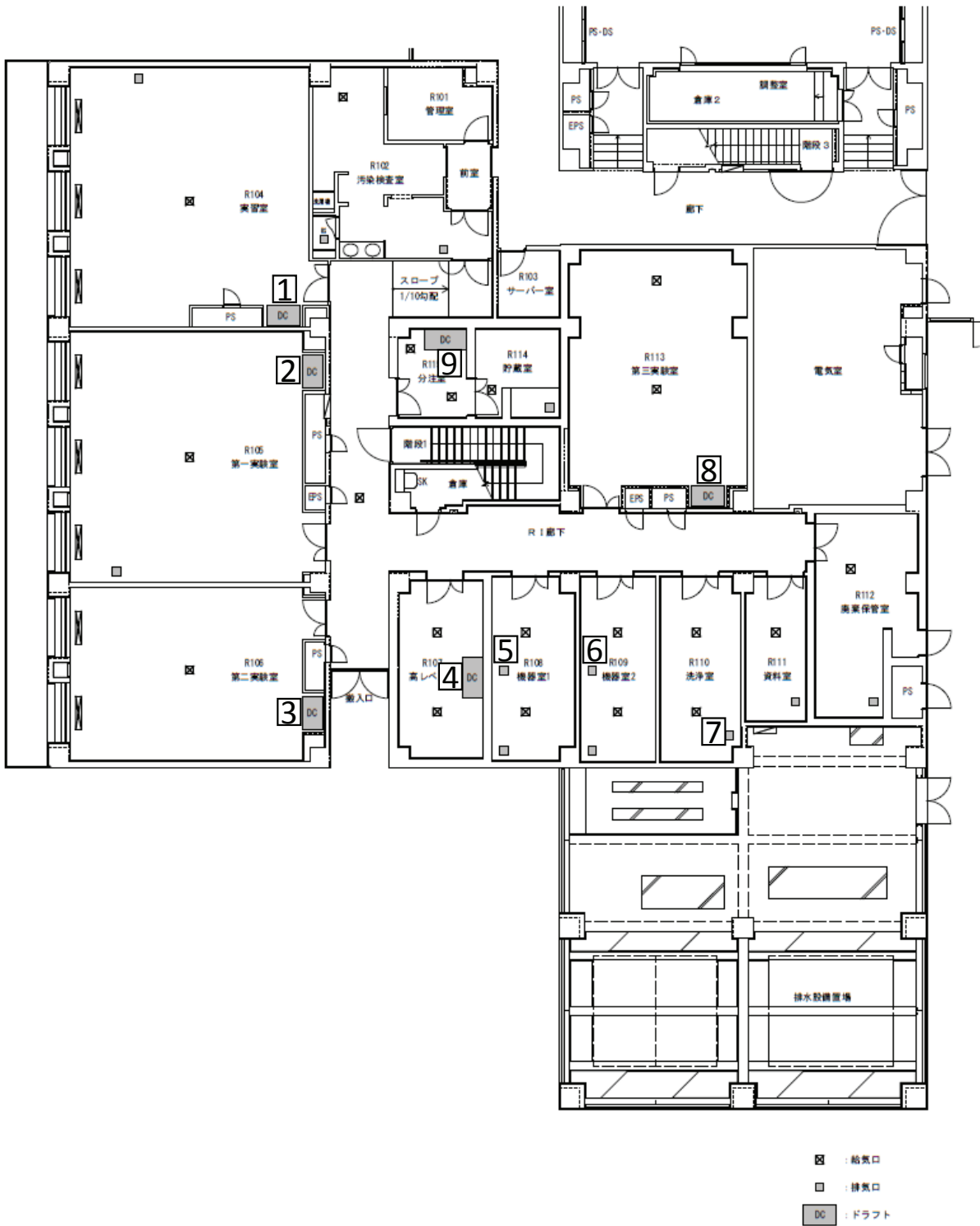
(5) 業務実施上、本学の施設等の使用を必要とする時は、予め本学管理担当者と受注者で協議すること。

(6) 業務は本学関係規則を遵守して実施するものとし、不適当な箇所は直ちに手直しをすること。

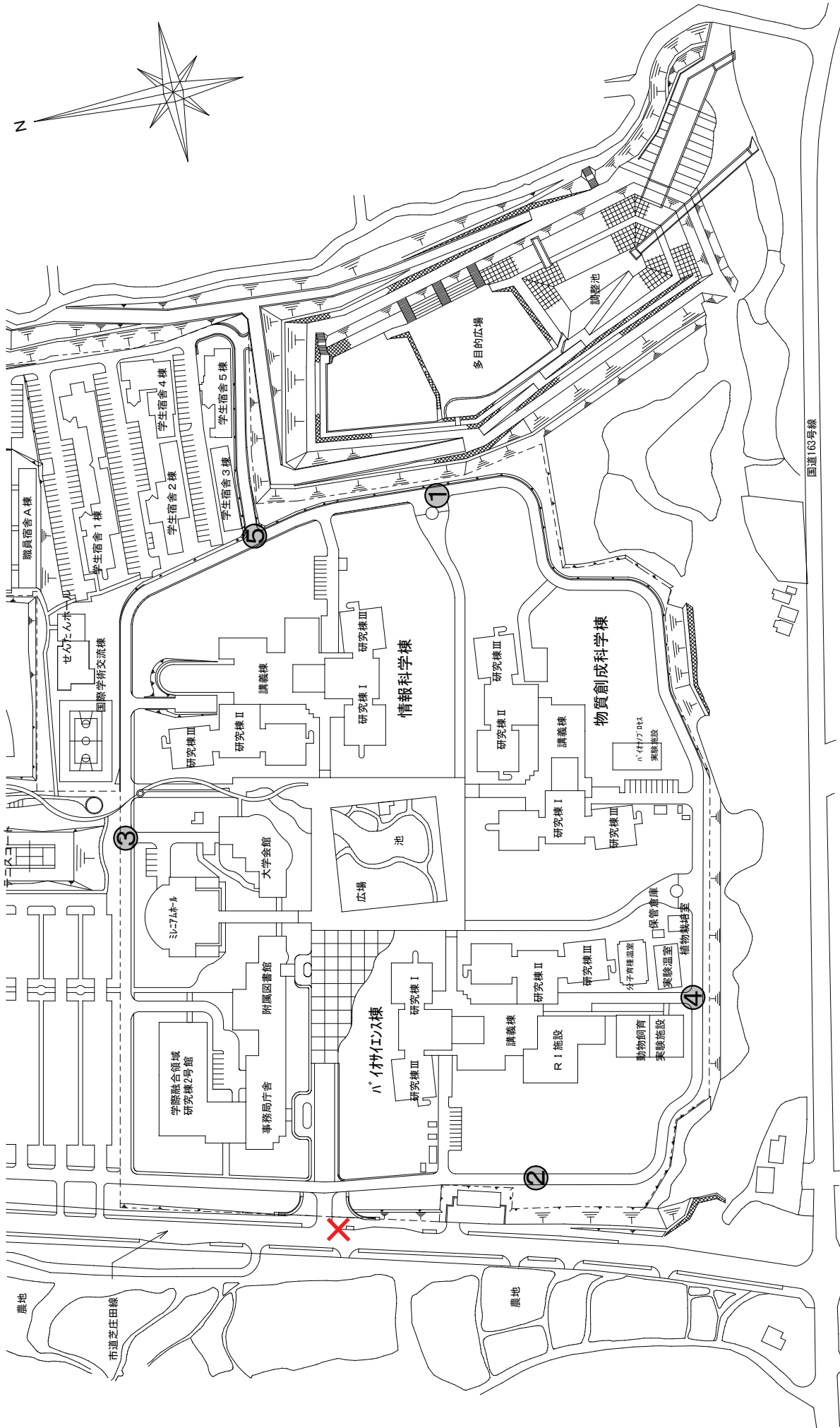
(7) 業務従事者が請負作業中に故意または過失により、備え付けの機器及び施設等に破損及び損傷を与えた場合は、受注者がその責を負うこと。

(8) 本仕様書に明示していない事項について、業務実施上疑義が生じた時は、本学管理担当者と受注者で協議すること。

(9) 受注者は、本業務が施設の運営上、重要な役割であることに配慮し、業務が円滑に行えるように、本業務の最終年度において次期受注者が当該年度の受注者以外の者となった場合には、次期受注者が円滑に業務を行えるよう引継ぎに協力するものとする。なお、引継ぎに要する一切の費用は受注者の負担とする。

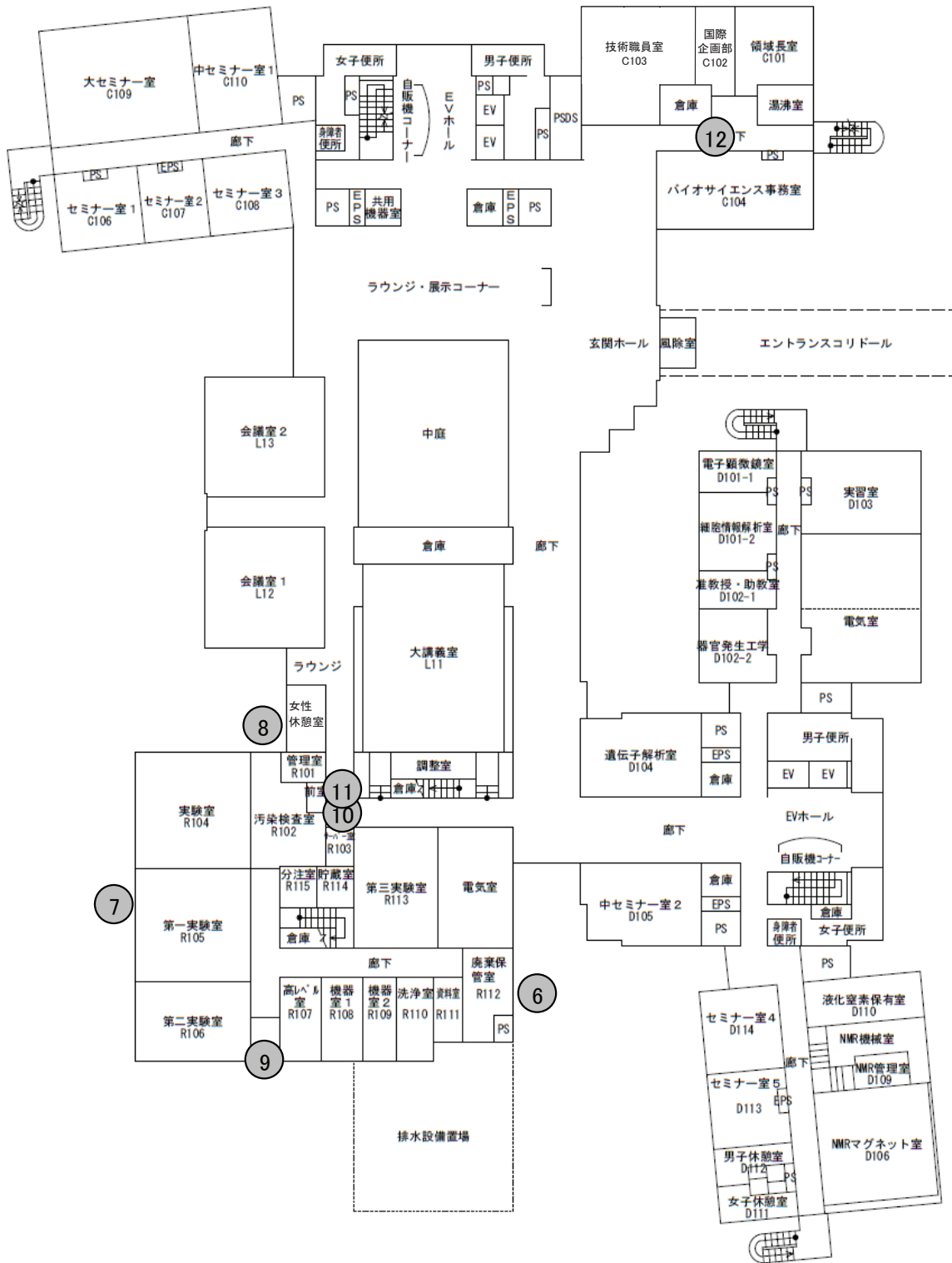


空気中の放射性物質濃度測定実施場所
(試料採取箇所を示す図面 1階管理区域)



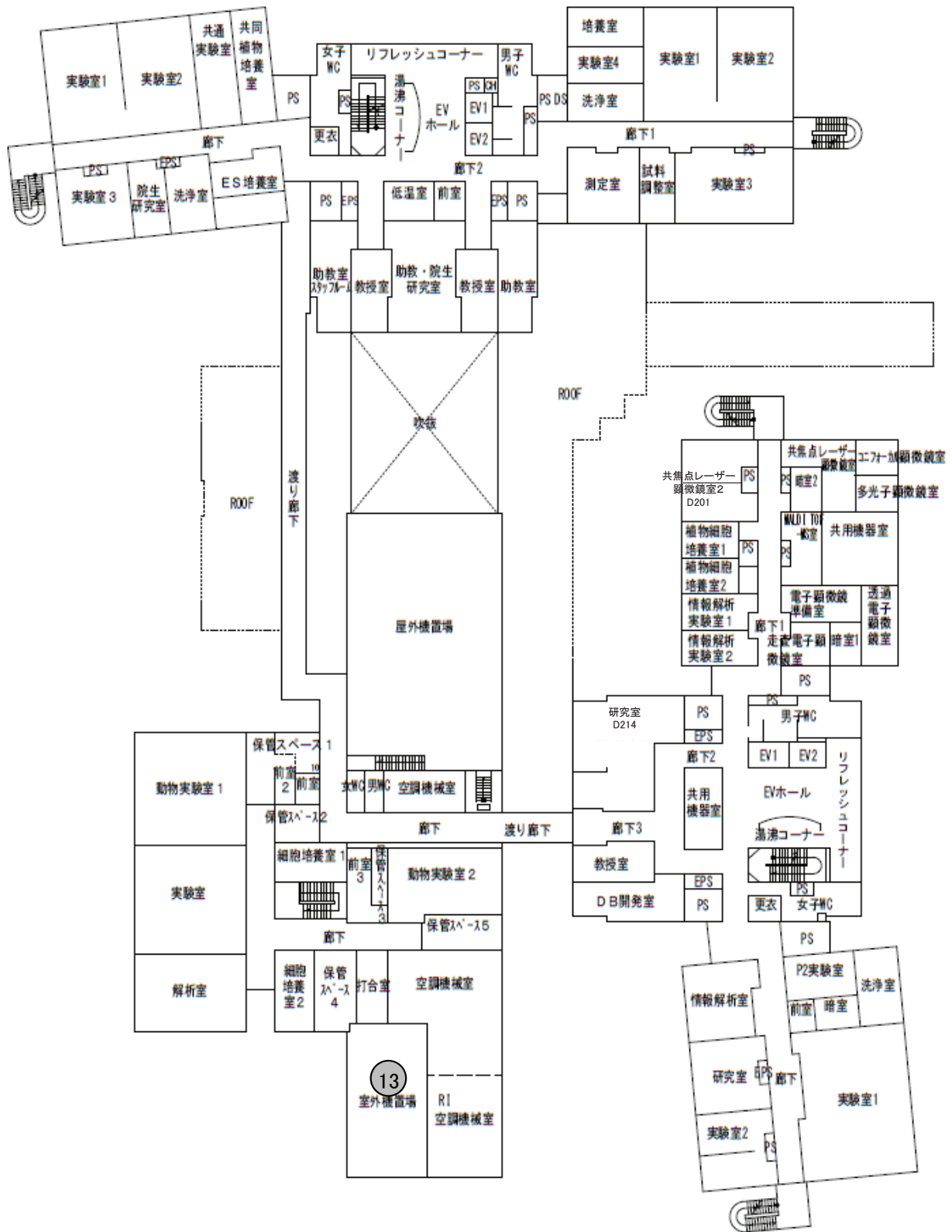
放射線量の測定実施場所 (測定箇所を示す図面)

×バックグラウンド測定箇所
(正門外)

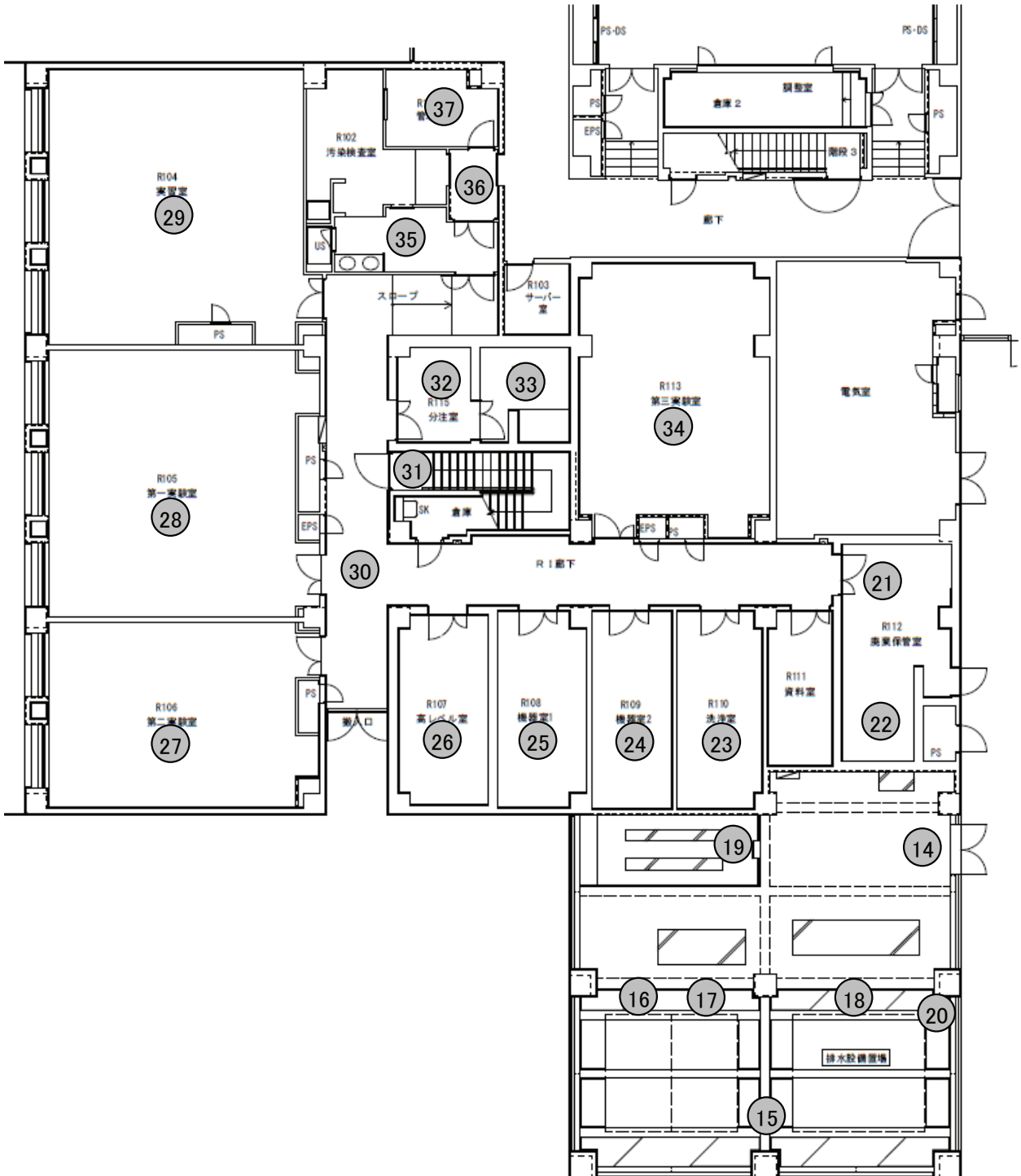


⑩はサーバ室前
⑪は前室前とする

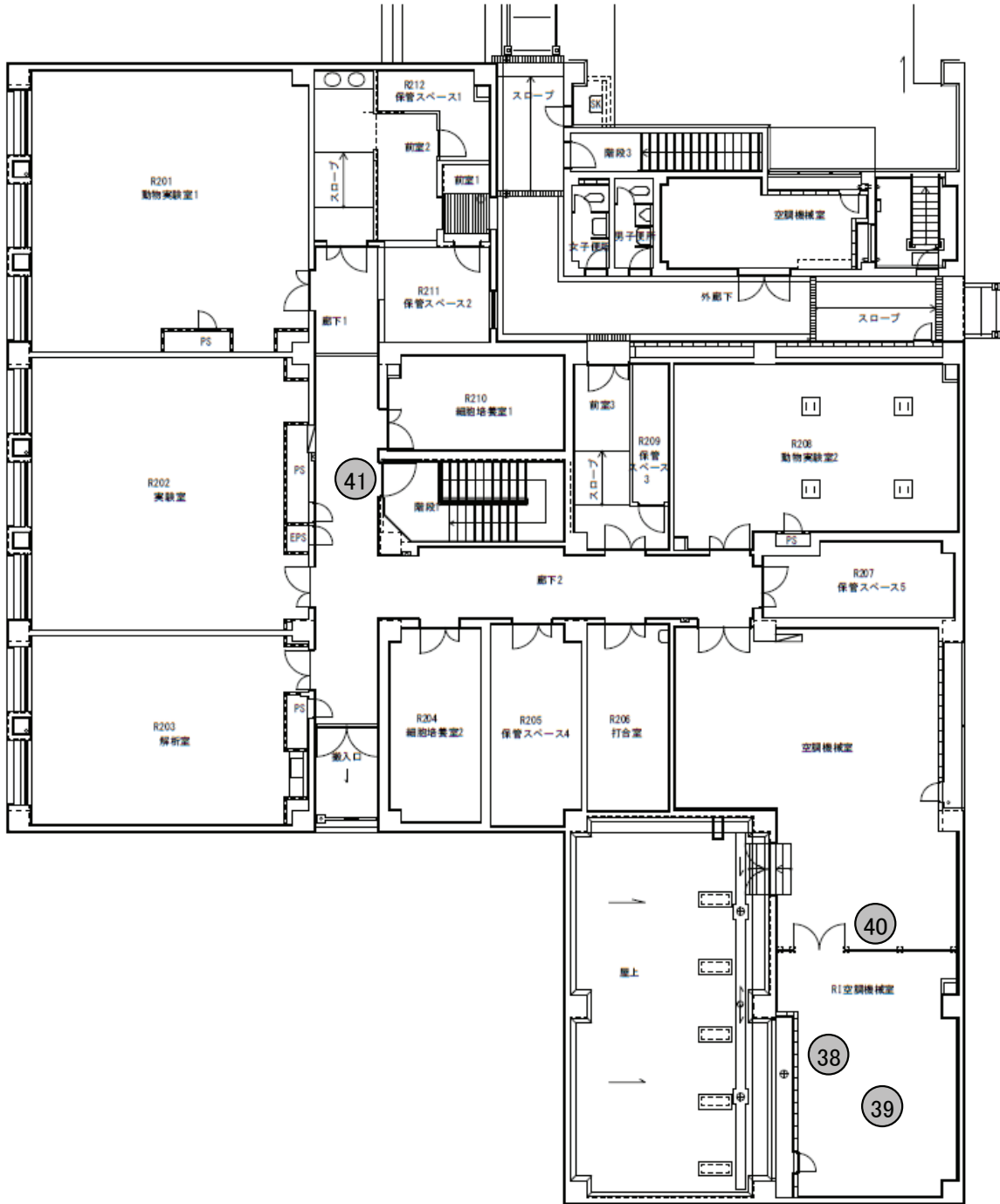
放射線量の測定実施場所
(測定箇所を示す図面 1階管理区域境界等)



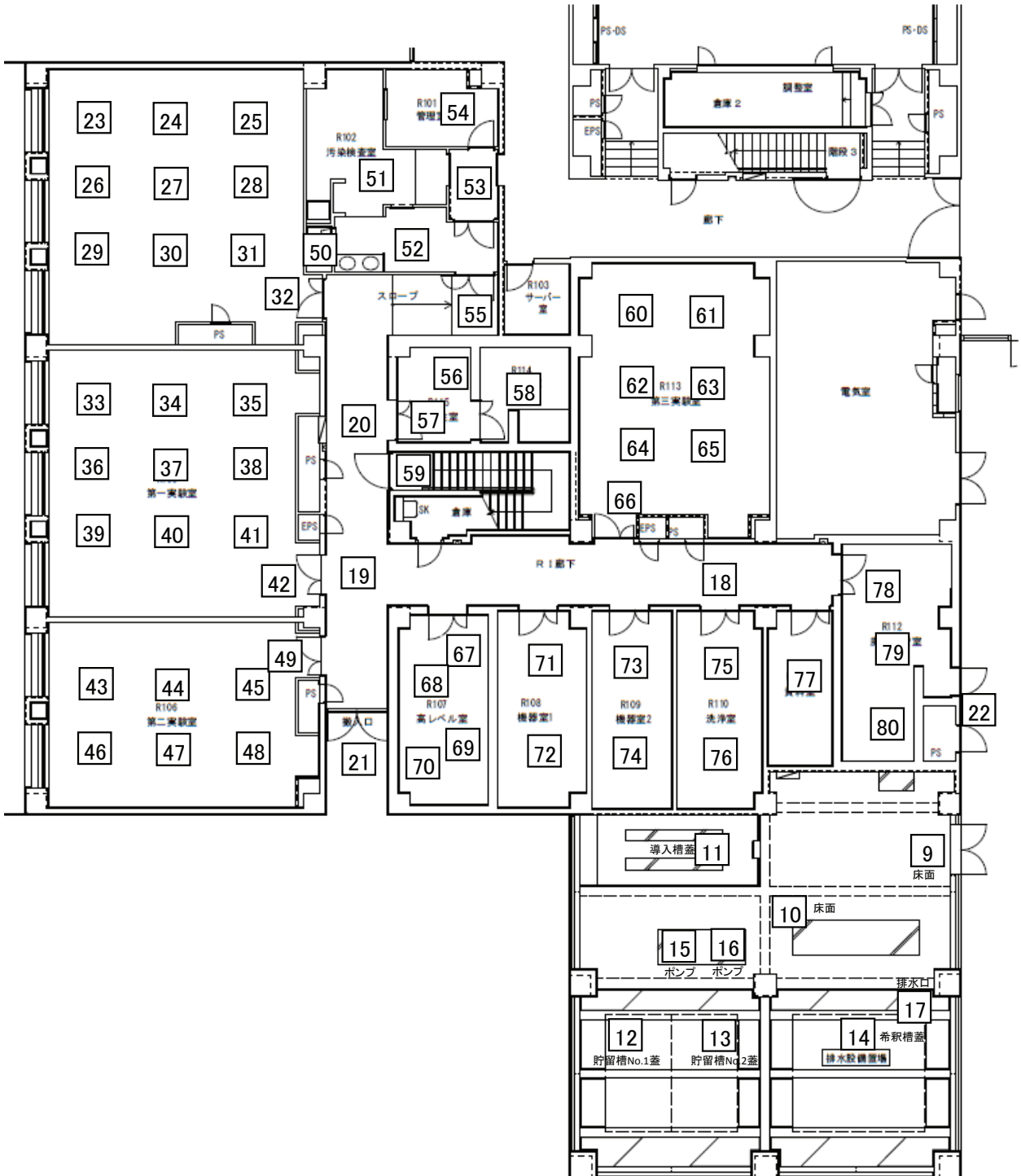
放射線量の測定実施場所
 (測定箇所を示す図面 2階管理区域境界)



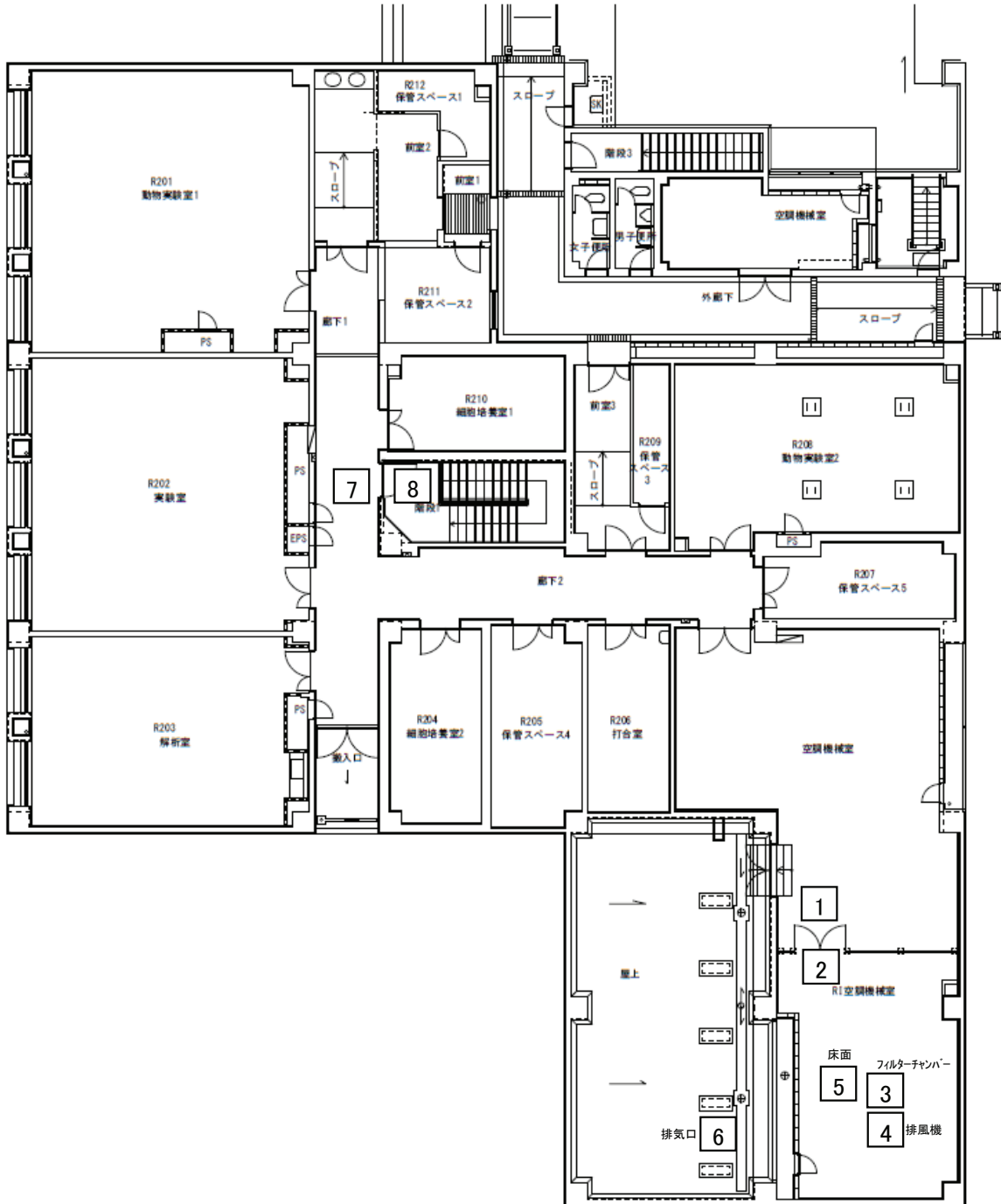
放射線量の測定実施場所
 (測定箇所を示す図面 1階管理区域)



放射線量の測定実施場所
(測定箇所を示す図面 2階管理区域)



放射性同位元素による汚染状況測定実施場所
 (試料採取箇所を示す図面 1階管理区域)



放射性同位元素による汚染状況測定実施場所
 (試料採取箇所を示す図面 2階管理区域)